



令和 8 年 8 月 7 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、本日（8月7日（金））に閣議決定、同日公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 江口、桑

T E L : 03-5253-2111（代表、内線 51401） 03-3593-2847（直通）

「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和八年熊本地震による災害

2. 適用措置の指定

【本激】

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ

（過去5か年の実績の平均では公共土木施設等は71%→84%に嵩上げ）

②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ

（過去5か年の実績の平均では農地は86%→97%に嵩上げ）

③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ

（通常20%→50%（農林水産大臣が告示した市町村は90%））

④小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入

3. スケジュール

8月7日（金）	閣議決定
同日	公布・施行

政令第二百五十九号

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」とい
う。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げると
おり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和八年熊本地震による災害	法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定す る措置

附 則

この政令は、公布の日から施行する。



令和 8 年 8 月 28 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、8月7日（金）に公布・施行されましたが、別紙のとおり、新たな適用措置（中小企業に関する特別の助成）の追加指定に関する政令が8月25日（火）に閣議決定され、本日（8月28日（金））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 江口、条

TEL：03-5253-2111（代表、内線 51401） 03-3593-2847（直通）

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧
対照条文

○ 令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百五十九号）
（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
次の表の上欄に掲げる災害を激甚 ^{じん} 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。		次の表の上欄に掲げる災害を激甚 ^{じん} 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。	
令和八年熊本地震による災害	適用すべき措置 法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定する措置並びに熊本県八代市、宇城市、上益城郡御船町及び嘉島町並びに八代郡氷川町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条に規定する措置	令和八年熊本地震による災害	法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定する措置

政令第二百六十四号

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「規定する措置」の下に「並びに熊本県八代市、宇城市、上益城郡御船町及び嘉島町並びに八代郡氷川町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条に規定する措置」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。